

(2) 判定でできること

判定制度は、産業財産権四法（特許法、実用新案法、意匠法及び商標法）の全てに設けられておりますが、ここでは、特許に係る判定を中心に説明します。

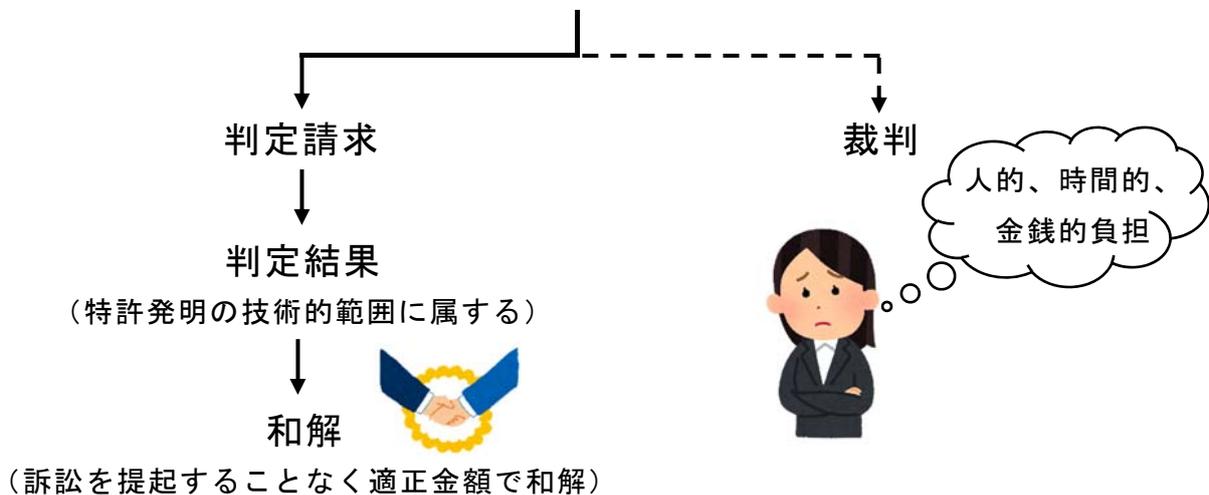
判定の具体例 1

A社（権利者）

V S .

B社

A社は、自社の特許権をB社が侵害していると考えている。



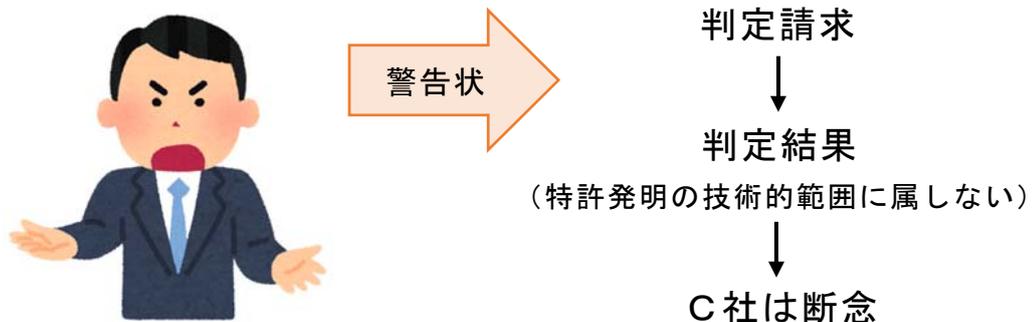
判定の具体例 2

C社（権利者）

V S .

D社

D社は、C社の特許権を侵害していないと考えている。



判定の利用例

- ◇ 自らの特許権を他者が侵害しているかどうか又は自分が他者の特許権を侵害していないかどうかの根拠資料として特許庁に判定書を作成することを求めることができます。そして、この判定書を、相手が実施している行為を中止させるための警告状の根拠資料として用いることが可能です。また、自分の行為を中止せよと警告を受けた際の反論の根拠資料として用いることも可能です。
- ◇ 当事者間で判定結果に従うとの契約を行うことで、この判定結果に従った、速やかで安価な紛争解決が図れます（少額紛争には特に有効と思われれます）。
- ◇ 侵害裁判等実際の訴訟活動に利用することができます。
 - (ア) 侵害の前提となる充足論（対象商品等が権利範囲に含まれるかどうか）についての証拠方法
 - (イ) 均等物であることの証拠方法
 - (ウ) 差止請求権、損害賠償請求権の不存在確認訴訟の証拠方法
- ◇ 商品の模倣を防止するために、自己の商品に特許番号等を表示することがありますが、その際、実際に自己の商品が自己の取得した特許権の技術的な範囲に入っていることを確認する場合にも利用できます。
- ◇ ライセンス交渉、実施契約、権利譲渡契約交渉で利用することができます。
- ◇ 税関への申立書、情報提供書（侵害品の輸入の水際取締り依頼）への添付資料として利用できます。
- ◇ 警察への告訴の根拠資料として利用できます。
- ◇ 日本知的財産仲裁センター等の仲裁機関へ依頼する際の参考資料とすることで早期解決が可能です。
- ◇ 権利濫用、独占禁止法違反等の主張の証拠方法として利用できます。
- ◇ 仮処分申請された場合の裁判所への意見主張の際の根拠資料とも成り得ます。